

議 第 289 号

平成26年6月6日提出

熊本市営住宅条例の一部改正について

熊本市営住宅条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例

熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第5号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（提出理由）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。